

令和 2 年度特別養護老人ホーム等の整備について

1 特別養護老人ホーム

(1) 令和元年度の公募結果

■ 募集結果

○ 募集

募集数	応募数	選定数
240 人分 (新規:2 施設、増床:1 施設)	新規:3 施設 増床:応募なし	新規:2 施設 (180 人分)

■ 選定した施設の概要

かなめ一倫荘 (仮称) (中央区要町)	社会福祉法人 煌徳会	特養 100 人(ユニット) 短期入所 20 人(ユニット)
御殿町 (仮称) (若葉区御殿町)	社会福祉法人 永和会	特養 80 人 (ユニット:40 多床室:40) 短期入所 20 人(ユニット)

※募集を行ったところ、令和 3 年度中の竣工可能であるとのことで、令和元～3 年度整備として事業を行う。

(2) 令和 2 年度の整備予定

千葉市民の待機者が約 1 9 0 0 人いる中、確実に特別養護老人ホームを整備するため、新設整備に加え、調査を行い、既存の施設の増床調査により要望のあった増床整備も検討する。

また、短期入所施設からの転換については、平成 3 0 年度以降に協議を行ってきたが、実施できるものがなく、今後相談があった場合に、適宜、順次転換協議を進めていく。

① 新設整備 (公募)

従来の新規募集の特養定員を 80 床としていたが、規模の拡大を認めるとともに市が定員を固定して募集する方式から柔軟な整備ができるよう、整備床数の幅を認める。(令和元年度と同様、80～110 床の間で調整中)

○ 整備条件

- ア ユニット型を基本としつつ、一部多床室の整備も可能とする。
- イ 多床室についても入所者のプライバシーに配慮された設計とする。
- ウ 多床室の床数は、30 床～特養定員の 50%とする。

② 既存施設の増床整備

○ 増床に際しての条件

- ア 1 0 0 床未満の特養施設において、特養整備枠の利用。
- イ 新規と同様の条件で増床を多床室で整備することを認める。
- ウ 増床を行う上で増築を伴うものに対して、新設同様の助成を予定

③ 短期入所施設からの転換による整備

随時相談にて基準などの確認を行い、順次転換を認める予定
既存施設利用のため補助対象外

○転換に際しての条件

- ア 20床を超える特養併設の短期入所施設を対象
- イ 短期入所の利用者に影響がないこと
- ウ 空床型短期入所の指定を受けていること。
- エ 補助事業として整備されたものの場合、財産処分の手続きを行うこと。
(処分制限期間を超えたものを除く)
- オ 転換を行う床数が恒常的な「空き」又は常時特養待機者数以内である
こと。
- カ 短期入所の需要増加が見込めないこと。
- キ 経過措置適用施設について、転換予定としている居室は、現行の居室
面積基準1人当たり10.65㎡を満たす必要性がある。
- ク 多床室からの転換に際して、「プライバシーへの配慮された設計」は
緩和しての転換も可